

記入例

2022年度観光土産品認定審査会申込書

太枠部分ご記入下さい

下記商品について、審査を申し込みいたします。
尚、記載内容およびチェック項目について、全て真実かつ正確であることを誓約いたします。

住 所： 沖縄県那覇市久茂地 1-7-1

会 社 名： 株式会社沖縄観光

代表者名： 代表取締役社長 那覇 太郎

記入責任者：那覇 花子

T 「チェック項目」に沿った表示となっているか、自己判定願います。
・問題なければ○、
・誤った表示の場合は×
・いずれにも該当しない場合は-

商品番号(事務局記載)	商品名	内容量	小売価格(税込)	チェック項目
No.	○○○○○○○	○○g (○○g×10個)	1100円	(○・×)
規 約	No	チェック項目		
第3条 必要表示事項	1	名称：その内容を表す一般的な名称を記載されているか。		○
	2	原材料名：原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載されているか。		○
	3	添加物：添加物に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載されているか。		○
	4	原料原産地名：原材料に占める重量の割合が最も高い原材料については、当該原材料名に対応させてその原産地名を表示する。		○
	5	内容量：重量又は個数記載。計量法規定によりグラム(g)、ミリリットル(ml)または○○個の単位で記載されているか。		○
	6	消費期限：腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くことになる恐れが無い期限 賞味期限：期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められた期限		○
	7	保存方法：食品の特性に従って表示する。食品衛生法の規格基準において保存の方法が定められているものは規定に従い表示されているか。		○
	8	事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地：製造所又は加工所(食品の製造又は加工とは、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工)の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称を表示されているか。		○
	9	栄養成分の量および熱量 食品表示基準規程にしたがい記入		○
	10	アレルギー：【表示義務】特定原材料7品及び、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生 【表示推奨】特定原材料に準ずるもの21品目		○
	11	L-フェニルアラニン化合物を含む旨 アスパルテームを含む食品が該当 ※該当する場合記入		○
	12	遺伝子組み換え食品 ※該当する場合記入		○
	13	容器包装分別回収のための識別表示 資源の有効利用促進に関する法律の規定に基づく		○
	14	一括表示欄に用いる文字は8ポイント以上で表示。(例外あり 施行規則第2条8参照)		○
	15	新法表示になっているか		○
第4条 過大包装の禁止	16	その内容量は容器、包装の3分の2以上であることを目安とする。過大包装の類型：アゲソコ、ガクブチ、メガネ、アンコ、コムソウ、十二単衣。(施行規則・第3条参照)		○
第5条 特定事項の表示基準	17	特色のある原材料を使用している場合でなければ、商品名、写真、絵、説明分等に当該原材料の表示をしてはならない。		○
	18	地名を付した名産、特産、本場、名物、その他これらに類する表示をしようとする場合には、その地域で生産された原材料を使用している場合、又はその地域において製造されたものでなければならない。		○
第7条 不当表示の禁止	19	品質、成分、原材料・配合等が誤認される表示。実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示となっていないか。		○
	20	客観的根拠に基づかない、極上、超、最高級等の最上級を意味する文書による優良であると誤認される恐れが無い		○
	21	他の商品で受けた賞をその商品の賞とした表示となっていないか		○
その他表示 食品表示法	22	品質：名称・原材料・食品添加物・原料原産地・遺伝子組換え・有機食品等		○
	23	衛生：名称・使用添加物・保存方法・遺伝子組換え・アレルギー食品等		○
	24	保健：商品名・原材料・許可理由と表示の内容・成分分析表 等		○
医薬品医療機器等	25	薬と思わせるような効能・効果を表す表示となっていないか		○

・審査内容の必要に応じては、書類提出を求められる場合もあります。

2022年度観光土産品認定審査会申込書

下記商品について、審査を申し込みいたします。
尚、記載内容およびチェック項目について、全て真実かつ正確であることを誓約いたします。

住 所： _____ TEL： _____

会 社 名： _____

代表者名： _____ (印)

記入責任者： _____ 申込日： 令和 年 月 日

商品番号（事務局記載）	商品名：	内容量：	小売価格（税込）	チェック項目 (○・×)	
No.					
規 約	No	チェック項目			
第3条 必要表示事項	1	名称：その内容を表す一般的な名称を記載されているか。			
	2	原材料名：原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載されているか。			
	3	添加物：添加物に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載されているか。			
	4	原料原産地名：原材料に占める重量の割合が最も高い原材料については、当該原材料名に対応させてその原産地名を表示する。			
	5	内容量：重量又は個数記載。計量法規定によりグラム(g)、ミリリットル(ml)または〇〇個の単位で記載されているか。			
	6	消費期限：腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くことになる恐れが無い期限 賞味期限：期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められた期限			
	7	保存方法：食品の特性に従って表示する。食品衛生法の規格基準において保存の方法が定められているものは規定に従い表示されているか。			
	8	事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地：製造所又は加工所（食品の製造又は加工とは、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工）の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称を表示されているか。			
	9	栄養成分の量および熱量 食品表示基準規程にしたがい記入			
	10	アレルギー：【表示義務】特定原材料7品えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生 【表示推奨】特定原材料に準ずるもの21品目			
	11	L-フェニルアラニン化合物を含む旨 アスパルテームを含む食品が該当 ※該当する場合記入			
	12	遺伝子組み換え食品 ※該当する場合記入			
	13	容器包装分別回収のための識別表示 資源の有効利用促進に関する法律の規定に基づく			
	14	一括表示欄に用いる文字は8ポイント以上で表示。（例外あり 施行規則第2条8参照）			
	15	新法表示になっているか			
第4条 過大包装の禁止	16	その内容量は容器、包装の3分の2以上であることを目安とする。過大包装の種類：アゲソコ、ガクブチ、メガネ、アンコ、コムソウ、十二単衣。（施行規則・第3条参照）			
第5条 特定事項の 表示基準	17	特色のある原材料を使用している場合でなければ、商品名、写真、絵、説明分等に当該原材料の表示をしてはならない。			
	18	地名を付した名産、特産、本場、名物、その他これらに類する表示をしようとする場合には、その地域で生産された原材料を使用している場合、又はその地域において製造されたものでなければならぬ。			
第7条 不当表示の禁止	19	品質、成分、原材料・配合等が誤認される表示。実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示となっていないか。			
	20	客観的根拠に基づかない、極上、超、最高級等の最上級を意味する文書による優良であると誤認される恐れが無いか			
	21	他の商品で受けた賞をその商品の賞とした表示になっていないか			
その他表示 食品表示法	22	品質：名称・原材料・食品添加物・原料原産地・遺伝子組換え・有機食品等			
	23	衛生：名称・使用添加物・保存方法・遺伝子組換え・アレルギー食品等			
	24	保健：商品名・原材料・許可理由と表示の内容・成分分析表 等			
医薬品医療機器等	25	薬と思わせるような効能・効果を表す表示になっていないか			

・審査内容の必要に応じては、書類提出を求められる場合もあります。